3　前条第三号の勤務についての宿日直手当の額は、月の一日から末日までの期間において勤務した日数がその期間の二分の一を超える場合にあつては月額二万三千五百円とし、その期間において勤務した日数がその期間の二分の一以下の場合にあつては月額一万千七百五十円とする。

4　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―一五の規定は、令和七年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年十二月二十四日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一七―一七四

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第二（第二条関係） 一～五　（略） 六　海事職俸給表(一)			**別表第二**（第二条関係） 一～五　（略） 六　海事職俸給表(一)		
職務の級	区分	俸給の特別調整額	職務の級	区分	俸給の特別調整額
7級	一種	132,800円	7級	一種	131,900円
	（略）	（略）		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
七～十三　（略） 備考　（略）			七～十三　（略） 備考　（略）		

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―一七の規定は、令和七年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年十二月二十四日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―三四―三五

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

期間の区分＼職員の区分	1項職員 1種	1項職員 2種	1項職員 3種	1項職員 4種	1項職員 5種	2項職員	3項職員
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	100,000
1年以上　2年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	100,000
2年以上　3年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	100,000
3年以上　4年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	100,000
4年以上　5年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	100,000
5年以上　6年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	90,000
6年以上　7年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	50,300	80,000
7年以上　8年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	48,500	60,000
8年以上　9年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	46,700	40,000
9年以上　10年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	44,900	20,000
10年以上　11年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	43,100	
11年以上　12年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	41,300	
12年以上　13年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	39,500	
13年以上　14年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	37,700	
14年以上　15年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	36,300	
15年以上　16年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	34,900	
16年以上　17年未満	413,200	367,300	307,500	250,500	184,400	33,500	
17年以上　18年未満	408,800	363,300	304,200	247,900	182,800	32,100	
18年以上　19年未満	404,400	359,300	300,900	245,300	181,200	30,700	
19年以上　20年未満	400,000	355,300	297,600	242,700	179,600	29,300	
20年以上　21年未満	395,600	351,300	294,300	240,100	178,000	27,900	
21年以上　22年未満	381,600	339,000	283,300	230,500	170,500	27,300	
22年以上　23年未満	365,100	324,300	271,300	219,900	162,100	26,700	
23年以上　24年未満	348,600	308,800	258,800	208,900	153,700	25,700	
24年以上　25年未満	332,100	293,300	246,300	197,900	145,200	25,100	
25年以上　26年未満	315,600	277,300	233,800	186,900	136,700	24,500	
26年以上　27年未満	298,100	260,300	218,300	173,500	127,000	23,900	
27年以上　28年未満	280,600	243,300	202,800	160,100	117,300	23,300	
28年以上　29年未満	263,100	226,300	187,300	146,700	107,600	22,500	
29年以上　30年未満	245,100	208,800	171,800	133,300	97,900	22,200	
30年以上　31年未満	227,100	191,300	155,300	119,300	88,000	21,800	
31年以上　32年未満	209,100	173,800	138,800	105,300	78,100	21,200	
32年以上　33年未満	190,100	155,800	122,300	90,500	68,200	20,300	
33年以上　34年未満	171,100	137,300	104,300	74,000	56,700	19,400	
34年以上　35年未満	152,100	118,800	86,300	57,500	45,200	18,700	

備考

1　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2　この表において、「1項職員」とは第2条第1項の官職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。

3　この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の官職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の官職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の官職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の官職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の官職を占める職員をいう。